

重 要 事 項 説 明 書

平素は、N O S A I をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、共済の加入にあたり、次の内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

1 「金融サービスの提供に関する法律」に基づく説明

農業共済制度は、農家と国が「掛金」を出しあって共同準備財産を造成しておき、事故や災害にあったときに損害の補償をするための「共済金」を支払うという、相互扶助を基本として農業保険法で裏付けられている唯一の制度です。行政庁の指導・監督のもと、組合・国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っております。

しかしながら、大災害が発生し、長野県農業共済組合の各事業の積立金の状況によっては万が一、お支払いする共済金が削減されることがあります。

2 「個人情報の保護に関する法律」に基づく説明

加入者の皆様の個人情報を適正に取り扱うために、関係法律、諸法令及び個人情報保護委員会のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。その取扱いについては次のとおりです。

- ・引受推進、損害評価・共済金等の支払及び損害防止事業等の実施等への利用
- ・保険金及び補助金請求等に係る事務の共同処理等のための関係団体等への提供利用
- ・共済掛金徴収及び共済金支払に係る口座振替のための金融機関への提供利用
- ・その他、関係法令・条例に定められた事業運営上必要な目的のための利用

個人情報の開示、内容の訂正・追加・削除及び利用の停止等の請求がある時は、本人または代理人確認を実施したうえで対応します。

3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく説明

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、ならびに反社会的勢力に該当しないこと及び自らまたは第三者を利用し暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約いただけない場合は、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が無催告で解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

この説明書で分かりにくい点、また、詳細については、N O S A I 長野にお問い合わせ願います。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。

畑作物共済（ そ ば ）重要事項説明書

この説明書は、畑作物共済の加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項(契約概要、注意喚起情報)をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」の項目

以下、重要な事項のうち畑作物共済の仕組みの内容をご理解いただくために必要な情報を記載しています。

□ 1 共済の仕組み（そば共済の仕組み）

- (1) 農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、当組合と国が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。
- (2) 加入資格者は、「夏そば、秋そばごと」の栽培面積が5アール以上の組合員の方です。
- (3) 共済関係は、加入申込者が栽培するすべての「そば」について申込み、組合がこれを承諾したときに成立します。
- (4) 承諾を拒む場合
組合は、畑作物共済加入申込書の内容を検討また現地調査等を行い、加入申込者が栽培する「そば」をすべて申し込みしていない場合及び下記の事由に該当すると認めた場合は加入の承諾を拒むものとします。
(承諾を拒む事由)

共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること

基準収穫量の適正な決定が困難であること
損害の額の適正円滑な認定が困難であること

と
穀実の収穫を目的としないこと。

通常の肥培管理が行われていない、又は行われないおそれがあること

□ 2 補償の内容

- (1) 「そば」の、その年の収穫物を対象とします。
なお、「そば」は収穫期等によって、類の区分を定めており、当組合では、1 類夏そば、2 類の秋そばを対象とします。(夏そばに加えて秋そばも作付されている方は合わせての申込になります)

加入者は、選択した加入方式単位での基準収穫量に補償割合及び単位当たり共済金額を乗じて算定された金額(共済金額)までが補償されます。

注1) 単位当たり共済金額は、過去における生産者

価格等を基礎として算定され、国から告示されます。特に選択の申出でない場合は、国が定めた金額のうちの最高額の金額が選択されます。また、加入者は、申出により告示された最高額以外のいずれかの金額を選択することができます。

注2) 基準収穫量は、過去5年間の生産量の概ね全量を JA 等に出荷しており、その出荷量を5か年中中庸3か年の平均で算出した量です。

- (1) 共済事故(補償となる事故)
風水害、干害、雨害湿潤害、ひょう害、その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による「そば」の減収
- (2) 共済金は、その年の収穫量が補償割合以下の収量となった場合に支払われます。共済金の額は次により算定される金額です。

共済金 = 共済減収量 × 単位当共済金額

- (3) 共済金をお支払できない場合
共済責任期間外の災害
通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害
共済事故の発生通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
悪意もしくは重大な過失によって共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害
通常の栽培方法以外のものに変更した結果生じた損害

□ 3 引受方式及びその概要

- (1) 加入方式と補償割合

加入方式	内 容
全相殺方式 (8割、7割、6割補償)	加入者ごとの減収量(その加入者の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その加入者の基準収穫量の2割、3割、4割を超えると共済

	金を支払う方式。生産量の概ね全量を「A等」に出荷しており、その出荷資料により収穫量を適正に確認できることが条件です。
地域インデックス方式 (9割、8割、7割補償)	その年の統計データの収穫量が、その地域の平均単収の1割、2割、3割を超える減収があったときに共済金を支払う方式。個人ごとの減収量では、評価しません。

- (2) 共済金

共済金の支払額 = 単位当たり共済金額 × 共済減収量

共済減収量は次により算定します。

全相殺方式の共済減収量

(加入者の基準収穫量 - 加入者の収穫量) - 加入者の基準収穫量 × 20 / 100 又は 30/100 又は 40/100

地域インデックス方式の共済減収量

(加入者の基準収穫量の合計 - 当年度の統計単収に基づく収穫量) - 加入者の基準収穫量の合計 × 10 / 100 又は 20 / 100 又は 30 / 100
- 4 共済責任期間

事故が発生したときの補償期間(以下「共済責任期間」といいます。)は、次のとおりです。

(1) 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期です。この場合の発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得るは種期間に、は種されたものが通常発芽する時期をいいます。

(2) 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収穫をする時です。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ
- 「注意喚起情報」の項目
以下、重要な事項のうち特に注意いただきたい情報を記載しています。
- 1 告知（通知）義務等の内容

(1) 畑作物共済加入申込書に記載した内容に誤りがあるとき、変更が生じたときは遅滞なく組合までご通知ください。通知を怠った場合は、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(2) 事故発生通知 加入者は、共済事故による損害が発生した場合には、遅滞なく組合に通知をしてください。

(3) 損害通知 加入者は、共済金の支払を受ける
- 場より搬出することです。ただし、ほ場乾燥中については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとします。
- 5 共済金額（補償金額）

共済事故により被害が生じた場合に、組合が農家に支払う共済金の最高責任限度額です。また、共済掛金の算定基準になります。

全相殺方式 単位当たり共済金額 × 加入者の基準収穫量 × 8割、7割、6割

地域インデックス方式 単位当たり共済金額 × 耕地の統計単収に基づく収穫量 × 9割、8割、7割

□ 6 共済掛金等に関する事項

共済掛金の額 = 共済金額 × 共済掛金率

共済掛金率は、加入方式及び過去の被害状況により危険段階共済掛金率が設定されており、加入者により異なります。共済掛金のうち、55％は国が負担します。

なお、加入者の共済掛金に加え、賦課金(事務手数料)もご負担いただきます(以下「共済掛金等」という。)

□ 7 共済掛金等の払込及び払込期限

(1) 共済掛金等は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってお知らせします。

なお、払込期日は(2)に規定する払込期限より、早まります。

(2) 払込期限 夏そば 6月 20 日 秋そば 8月 30 日

組合では共済掛金等は口座振替、現金(金融機関窓口支払、現金集金)で納入いただいておりますが、現金納入にかかる事故を未然に防止するため、共済掛金等の納入については、原則として口座振替を利用されますようお願いいたします。

ていない場合は、共済事故の発生及びそれに伴う減収の確認が困難なことから共済金の支払対象となりませんのでご注意ください。

□ 2 共済責任期間開始期

共済責任期間の始期は、発芽期です。

なお、加入者は、栽培するすべての「そば」について、夏そばの場合(夏そばから秋そばまで及び場合)5月 10 日、秋そばのみの場合7月 15 日まで加入申込書を提出することになっています。

□ 3 損害防止の義務及び分割評価

(1) 加入した「そば」について、通常すべき肥培管理、病虫害防除などの損害防止を行うことは加入者の義務となっています。

(2) 損害防止の義務を怠った場合や共済事故以外の原因によると認められる減収量(以下「分割減収量」という。)がある場合には、分割減収量と共済事故による減収量との分割を行い、分割減収量は共済金の支払対象外となりますのでご注意ください。

□ 4 共済関係の解除等

(1) 告知義務違反による解除

加入申込みの際、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

(2) 共済掛金等不払いによる解除

正当な理由なしに、払込期限までに共済掛金の払込を遅滞したときは、共済関係を解除します。

(3) 重大な事由による解除

次のことがあった場合は、共済関係を解除します。

共済金の支払を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき

共済関係に基づく共済金の支払の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと

組合の加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき

□ 5 組合員負担共済掛金等の返還の有無

共済関係の無効の場合若しくは失効の場合又は組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金等は返還しません。

ただし、無効の場合において、加入者が善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

□ 6 経営所得安定対策等に関する引受・支払の留意事項

(1) 引受の留意事項

「そば」の直接支払交付金を加味した引受を行った場合、交付金の交付の有無を確認し、最終的に交付金が交付されなかったときは、引受内容を変更し掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部を返還していただくことになります。

また、交付農業者のうち交付金の営農継続支払の交付を受けた者については、数量払が営農継続支払の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定しますので御了承ください。

(2) 支払の留意事項

営農継続支払交付金を申請しないと申告し、交付金を受領したことが判明した場合で、共済金が過大に支払われたときは、その返還をしていただくこととなります。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、組合担当までお問い合わせください。